

熊本市優良工事表彰要綱

制定	平成24年	5月	9日	公告第391号
改正	平成24年	8月28日	契約検査総室副室長決裁	
	平成25年	10月30日	総務局長決裁	
	平成28年	7月25日	技術管理課長決裁	
	平成29年	3月22日	総務局長決裁	

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事において優秀な成績を収めた建設業者及び当該工事に従事した主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を表彰することにより、本市における建設業者の意欲の向上及び技術者の技術力の育成を図ることにより公共工事の品質の確保に資することを目的とする。

(表彰の対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下同じ。）が発注し、前年度に完成検査が完了したもの。
- (2) 予定価格が250万円を超えるもの。
- (3) 熊本市請負工事成績評定要領（平成12年3月2日制定）第5条第4項に規定する工事成績採点表により検査室において評定を行ったもの。

2 対象工事の業種及びランクは、別表に掲げるとおりとする。

(表彰の対象業者)

第3条 対象工事の建設業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 表彰日時点で熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号）第10条に規定する有資格業者名簿に登録されていること。
- (2) 熊本市内に本店を有すること。
- (3) 共同企業体の場合にあつては、熊本市内に本店を有する建設業者のみを構成員とした共同企業体であること。

(表彰の対象技術者)

第4条 対象工事の技術者は、表彰日時点で表彰の対象となる工事の建設業者に雇用されている者とする。

(表彰候補者)

第5条 第2条に該当する工事で工事成績評定点が80点以上のもののうち、別表に掲げる業種又はランクごとに工事成績評定点の上位数者の建設業者及び技術者を表彰の候補者（以下「表彰候補者」という。）とする。

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する建設業者及び技術者（当該建設業者及び技術者が前条の工事を施工した共同企業体の構成員及びこれに雇用されていたものである場合は、その者以外の当該共同企業体の構成員及びこれに雇用されていた者を含む。）は、表彰候補者から除外する。

- (1) 表彰日の前年度当初から表彰日までの間において、本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和56年2月1日制定）、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年7月1日制定）又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年4月1日制定）に基づく指名停止を受けている建設業者及びこれに雇用されていた技術者。
- (2) 本市が発注し前年度に完成検査が完了した工事（予定価格が250万円を超えるものに限る。）のうち、表彰の対象となる業種において、工事成績評定点が65点未満となる工事を1件でも施工している建設業者及びこれに雇用されていた技術者。
- (3) 前2号に掲げるものの外、表彰をするに不適当な事由があると認められる建設業者及び技術者。

(優良工事表彰審査会)

第7条 表彰候補者について必要な事項を審査するため、優良工事表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令（昭和41年訓令第5号。以下「審査会訓令」という。）第1条に規定する熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会をもって充てる。

3 審査会の組織、会議及び庶務については、審査会訓令第3条から第5条の規定を準用する。

(被表彰者の決定)

第8条 前条第1項の審査の結果、表彰することが適当と認められた表彰候補者を、被表彰者として決定する。
2 被表彰者の数は、別表に掲げる業種及びランクごとに施工された対象工事の件数の3%（小数点以下を切り上げて得た件数。ただし、当該件数が1に満たない場合は1とする。）に相当する数とする。

（表彰の方法）

第9条 表彰は、毎年度1回、市長が表彰状を授与して行う。

（被表彰者の公表）

第10条 前条の規定による表彰を行ったときは、被表彰者について、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

（表彰の取消し）

第11条 市長は、被表彰者について第6条に規定する欠格事項に該当する事実が判明した場合は、表彰を取り消す。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公告の日から施行する。

（経過措置）

2 平成24年度に行う表彰におけるこの要綱の規定の適用については、第2条第1項第2号中「250万円」とあるのは「130万円」と、同項第3号中「契約検査総室」とあるのは「契約検査室」と、第6条第2号中「250万円」とあるのは「130万円」とする。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表

業 種	ランク
土木一式工事	A、B、C、D
建築一式工事	A、B、C
電気工事	A、B
管工事	A、B
舗装工事	A、B、C
水道施設工事	A、B
機械器具設置工事	—
防水工事	—
上記以外の業種	—